

夏季における省エネ・節電の取組について

取組の方向性

令和3年4月に改正した「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画「県の優先的取組の推進」に係る実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）」に基づき、電力使用量が増加する夏季に県の全ての機関において、先行実施しているクールビズに加え、県庁舎等の節電の取組及び省エネ・節電を意識したライフスタイルの推奨を推進していく。

取組内容

■ 県の優先取組

- 取組期間
7月1日から9月30日まで
- 対象機関
県の全ての機関（外部に管理を委託している公の施設を含む）

1 県庁舎等の節電の取組

【取組内容】

- ・ 施設ごとに、次の基本の取組項目を踏まえ、独自の取組も勘案しつつ取組を実施。
- ・ 職員の省エネ・節電にかかる意識啓発のため、執務室内にポスターを掲示。

○ エコオフィス活動（※実施マニュアル抜粋）

対策種別	取組項目	備考
照明	・ 昼の休憩時間や勤務時間外における消灯及び部分消灯の徹底 ・ 執務室以外での利用後の消灯の徹底 ・ 岩手県グリーン購入基本方針に基づく照明器具の購入	・ 天候等に配慮。 ・ LED等
空調	・ 空調の温度設定の適正化（夏季28℃） ・ 会議室等利用後の空調停止 ・ ブラインド等の活用による冷暖房効率の向上	・ 通風や湿度の状況に配慮。
OA機器等	・ 待機電力の削減（OAタップの活用等） ・ パソコン及び複写機等の省電力設定の徹底 ・ 業務使用目的以外での電化製品の原則使用禁止	・ 退庁時の電源OFF徹底
その他	・ エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ等）の徹底 ・ 業務効率化、長時間勤務の縮減等 ・ エレベーター利用を控え、上り3階、下り5階程度の階段利用 ・ 両面コピー、裏紙の再利用、古紙等の分別 ・ ゴミ分別の徹底及び使用していない文具類の回収、再利用 ・ 日常的な節水の徹底 ・ 会議のオンライン化、ペーパーレス化	

2 省エネ・節電を意識したライフスタイルの推奨

【取組内容】

職員の日々の生活においても、省エネ・節電の取組を取り入れたライフスタイルを推進。

○ いわてわんこ節電所への参加呼びかけ

「家庭のエコチェック」への参加呼びかけを行い、日頃の省エネ行動を振り返ることで、エネルギー消費の少ない、地球に優しいライフスタイルへの転換を促す。

3 [参考]先行実施している取組

【取組内容】

○ クールビズ

地球温暖化対策のため、夏季においても過度の冷房に頼らず（冷房時の室温は 28℃が目安）、その室温に応じた軽装での執務に努める。

実施期間：5月1日から10月31日まで

ただし、5月及び10月については、気候状況等に応じて、軽装の取組を行うことができる期間とする。

■ 県民・事業者等の取組促進（取組協力依頼）

○ 実施期間

7月1日から9月30日まで

1 市町村の取組促進

- ・ 市町村への率先取組の協力依頼。

2 温暖化防止いわて県民会議を中心とした取組促進

- ・ いわてわんこ節電所を通じ、エネルギー消費の少ない、地球に優しいライフスタイルへの転換の呼びかけを実施。
- ・ 温暖化防止活動推進センターと連携して、夏季の省エネキャンペーンを実施（7月～9月実施）。
- ・ 県の広報媒体を活用し、省エネ・節電を呼びかける広報を実施。

3 県地球温暖化防止活動推進センターによる取組促進

- ・ ホームページ、メールマガジン等を活用し、省エネ・節電を呼びかける広報を実施。
- ・ 県地球温暖化防止活動推進員の派遣による省エネや節電に関する研修会の開催。
- ・ 地球温暖化を防ごう隊参加小学校による、夏休み期間の取組の実施。